

スクール体験利用・利用規則

(名称)

第1条

規則に定める会社は「京都テルサフィットネスクラブ」(以下「クラブ」という)の施設を利用するものとして認め、これを「スクール体験利用者」(以下「スクール体験者」という)と称します。

第2条

1 クラブは、株式会社ノーザンライツ・コーポレーション(以下「会社」という)が運営にあたります。

2 会社が改組され、または別の法人と統合された場合においては、本クラブの運営は新法人に引き継がれるものとします。

(所在地)

第3条

クラブの所在地は、京都市南区新町九条下ルとします。

(スクール体験者の要件)

第4条

1 スクール体験者は幼稚園に通園する対象年齢以上の個人とし、利用等についてはこの利用規則の定めるとおりとします。

2 次に掲げる方については、あらかじめスクール体験者としての利用をお断りすることがあります。

- (1) 重度の心臓疾患により医師に運動を止められている方
- (2) 他の利用者に伝染する恐れのある疾患をお持ちの方
- (3) 暴力団関係者、入れ墨(タトゥー含む)のある方等、他の利用者に畏怖心を抱かせ、良好なクラブ運営に支障をきたすことが見込まれる方
- (4) 各スクールの対象年齢ではない方

(スクール体験利用手続き)

第5条

1 本クラブにスクール体験として、利用を希望する方は所定の手続きを行い、定められたスクール体験の利用料金(以下「スクール体験利用料」という)を会社に納入しなければなりません。

2 スクール体験者は、利用時に健康状態、スポーツ歴、病歴、食生活等のついでアンケートを併せて提出いただく場合があります。

(休業日・休講日)

第6条

1 本クラブは、毎週水曜日及び年末年始(12月28日から翌1月4日まで)を定休日とします。

2 施設設備の点検等により臨時に休業する場合は、その旨の事前に施設内に掲示いたします。

3 レッスン実施日、休講日については、年間もしくは月間で定めています。

(スクール体験利用の一時停止)

第7条

スクール体験者が次の一に該当すると認められた場合は、本クラブはスクール体験利用を一時停止し、又は退場を命じることがあります。

- (1) スクール体験利用料の支払いをしなかったとき
- (2) 本規則に違反したとき
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為を行ったとき
- (4) 本クラブの職員の指示に従わないとき
- (5) 本クラブの名誉及び信用を傷つけ、または秩序をみだしたとき
- (6) 判断能力・身体能力の欠如・不十分、疾病、認知機能の低下などにより施設を一人で利用できないと本クラブが判断したとき

(諸規則の遵守)

第8条

スクール体験者は本クラブが定める会則、諸規則及び職員の指示を守らなければなりません。

(責任事項)

第9条

本クラブで発生した盗難、人身の事故については一切会社の責任に帰さないものとします。

(スクール体験者の損害賠償責任)

第10条

スクール体験者は、本クラブ利用中、自己の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

(施設の閉鎖、変更等)

第11条

会社は、次の場合、施設の全部又は一部を閉鎖し、変更し又はその利用を制限することがあります。

- (1) 地震、火災、法令の制定改革、行政指導、著しい社会情勢の変化、その他止むを得ない事由が生じた場合
- (2) 施設の改造、又は補修の場合
- (3) 経営上重大な理由がある場合

(スクール体験利用料等の改定)

第12条

一般経済情勢の変動及び施設運営の都合上、必要があると認められた場合には、予めホームページ等に周知の上、スクール体験利用料等を変更することがあります。

(定めのない事項)

第13条

本会則に定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は、会社が別に定める規則によるものとします。

(改定)

第14条

本規則の改定は、会社の定めるところとし、その効力は全てのスクール体験利用者に及ぶものとします。

改定 令和6年8月1日